



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

○大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則の一部を改正する規則（保険医療課）	3
--	---

### 訓令

○大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令（人事課）	3
----------------------------------	---

### 告示

○放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	1 2
○違反広告物の除却、保管（都市計画課）	1 3
○引取りのない放置自転車等の処分（生活安全課）	1 3
○公示送達（収納対策室）	1 4
○公示送達（ 〃 ）	1 4
○大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示（介護保険課）	1 5

### 公告

○市内各小学校空調設備設置工事に関する条件付一般競争入札公告（契約監理室）	2 6
○農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）	3 0
○自動車臨時運行許可番号標の無効（市民課）	3 0
○平成31年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託に関する条件付一般競争入札公告（契約監理室）	3 0

### 教育委員会

○大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	3 3
○教育委員会2月定例会の招集（教育総務課）	3 8
○大和高田市立学校外国人講師配置等業務の派遣業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（学校教育課）	3 8

### 選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	4 0
○選挙管理委員会の招集（ 〃 ）	4 0
○大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示（ 〃 ）	4 1
○大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示（ 〃 ）	4 1
○選挙管理委員会の招集（ 〃 ）	4 6
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の総数の3分の1の数等（ 〃 ）	4 6

### 農業委員会

○農業委員会3月定例委員会の招集（農業委員会）	4 7
-------------------------	-----

### 監査委員

○平成30年度定期監査の実施結果(監査委員) .....	47
<b>公営企業</b>	
○出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定(水道総務課) .....	50

**規 則**

**規則第1号**

大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月6日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則(昭和48年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**訓 令**

**訓令第1号**

大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年2月7日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令

大和高田市職員の懲戒処分等の指針(平成20年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2 基本事項の部柱書き中「懲役処分等」を「懲戒処分等」に改める。

第4 懲戒処分等の公表の部1 公表対象の項(2)中「かかる」を「係る」に改める。

第4 懲戒処分等の公表の部2 公表内容の項(1)中「公表する懲戒処分等」を「前項(1)の懲戒処分に係る公表」に、「処分内容」を「処分の内容」に改め、同項(3)を削り、同項(2)中「起訴等により処分対象職員の氏名がすでに公表されているとき」を「前項(1)の懲戒処分又は(2)の懲戒処分等の対象となる職員の氏名が起訴等により既に公表されているとき」に改め、「又は」の次に「処分対象事案が」を加え、「事案の場合」を「事案であるとき」に、「氏名も」を「当該職員の氏名を」に改め、同号を同項(3)とし、同項(1)の次に次の1号を加える。

(2) 前項(1)の懲戒処分の対象となる職員の上司で、管理監督責任により懲戒処分等されたものについては、前号に掲げる事項のうち、ア、イ、ウ及びオについて公表するものとする。

第4 懲戒処分等の公表の部2 公表内容の項(4)中「プライバシー等」を「プライバシー権等」に、「場合」を「とき」に改め、同項(5)中「処分」を「懲戒処分等」に改め、同項(6)中「行うものとするが、必要に応じ、併せて記者会見を行う」を「行い、必要に応じて記者会見を行うものとする」に改める。

第5 標準例の部1 一般サービス関係の項の表中

「

(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
-----------	---------------------------	----

」を

(2) 遅刻、早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
-----------	---------------------------	----

」に、

(7) 違法な職員団体行動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は公務の能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企てたり、その遂行を共謀し、そのおかし、あおった場合	免職又は停職
(8) 秘密漏えい	職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じた場合	免職又は停職
(9) 個人の秘密情報の目的外収集	職権を乱用して、職務外の用に供する目的で個人の秘密事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
(10) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
(11) 営利企業等従事	兼業許可手続を怠り、許可を得ずに地方公務員法第38条の規定に違反し、営利企業等に従事した場合	減給又は戒告
(12) 入札談合等に関する行為	入札等により行う契約の締結に関し、事業者等への談合の示唆、入札等に関する秘密の教示、その他入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する行為を行った場合	免職又は停職
(13) 収賄	刑法(明治40年法律第45号)第197条の規定に違反し、賄賂の收受、要求、約束をした場合	免職
(14) セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場の上下関係による影響力を用いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	イ 相手の意に反してわいせつな言辞、性的な内容の電話、手紙、電子メール、身体的接触等を繰り返した場合	停職又は減給
	ウ 上記イに掲げる行為を執拗に繰り返し	免職又は停職

	たことにより、相手が強度のストレスにより精神的疾患になった場合	
	エ 上記イの行為を行った場合	減給又は戒告
(15) 内部通報における非違行為(公益通報、インターネットメールによる通報、セクハラ要綱による通報を含む。)	ア 職員の非違行為について内部通報を行った職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼした場合	停職又は減給
	イ 事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	減給又は戒告
	ウ 上記イの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	停職又は減給
	エ 匿名等により、事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	免職、停職又は減給
	オ 上記エの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	免職又は停職
	(16) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項の規定に違反して、政党の結成等に関与した場合
イ 地方公務員法第36条第2項の規定に違反して、特定の政治目的をもって政治的行為を行った場合		減給又は戒告
ウ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して、政治的行為を行うよう職員に求める等の行為を行った場合		停職又は減給
エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした場合		免職又は停職
」を		
(7) 違法な職員団体行動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は公務の能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職又は停職
(8) 秘密漏えい	ア 職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場	免職又は停職

	合	
	イ 上記アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	免職
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
(9) 個人の秘密情報の目的外収集	職権を濫用して、専ら職務外の用に供する目的で個人の秘密事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
(10) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職又は停職
	イ 決裁文書を改ざんした場合	免職又は停職
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
(11) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
(12) 営利企業等従事に係る手続きの怠	地方公務員法第38条に規定する許可の手続きを怠り、当該許可を得ずに営利企業等に従事した場合	減給又は戒告
(13) 入札談合等に関する行為	入札等により行う契約の締結に関し、事業者等への談合の示唆、入札等に関する秘密の教示その他の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する行為を行った場合	免職又は停職
(14) 収賄	刑法(明治40年法律第45号)第197条の規定に違反し、賄賂の收受、要求、約束をした場合	免職
(15) セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的言動及び他の職員を不快にさせる職	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場の上下関係による影響力を用いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	イ 相手の意に反してわいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙及び	停職又は減給

場外における性的な言動)	電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	
	ウ わいせつな言辞等の性的な言動を執ように繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	エ わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
(16) 内部通報における非違行為（大和高田市法令遵守推進条例第8条の規定による公益通報、大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱に基づく通報を含む。）	ア 職員の非違行為について内部通報を行った職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼした場合	停職又は減給
	イ 事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	減給又は戒告
	ウ 上記イの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	停職又は減給
	エ 匿名等により、事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	免職、停職又は減給
	オ 上記エの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	免職又は停職
(17) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項の規定に違反して、政党の結成等に関与した場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第36条第2項の規定に違反して、特定の政治目的をもって政治的行為を行った場合	減給又は戒告
	ウ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して、政治的行為を行うよう職員に求める等の行為を行った場合	停職又は減給
	エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした場合	免職又は停職

」に

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

第5 標準例の部2 公金等取扱い関係の項の表中

(6) 公有財産損壊	故意に職場において市の財産を損壊した場合	減給又は戒告
------------	----------------------	--------

」を

(6) 損壊	故意に職場において市の財産を損壊した場合	減給又は戒告
--------	----------------------	--------

」に、

(8) 給与等の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給し、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合	減給又は戒告
(9) 公金又は市の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用するなど公金又は市の財産の不適正な処理をした場合	減給又は戒告
(10) コンピューターの不適正使用	職場のコンピューターをその職務に関連しない不適切な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告

」を

(8) 給与等の違法支払、不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給し、故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合	減給又は戒告
(9) 公金又は市の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は市の財産の不適正な処理をした場合	減給又は戒告
(10) コンピューターの不適切使用	職場のコンピューターをその職務に関連しない不適切な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告

」に

改める。

第5 標準例の部3 公務外非行関係の項の表中

(4) 暴行・けんか	人を傷害するに至らない暴行を加え、又はけんかをした場合	減給又は戒告
------------	-----------------------------	--------

」を

(4) 暴行、けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給又は戒告
------------	----------------------------------	--------

」に、

(6) 横領	自己の占有する他人の物を横領した場合	免職又は停職
(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職



	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強 取した場合	免職	」を
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝 して財物を交付させた場合	免職又は停職	
「			
(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した場 合	免職又は停職	」に、
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他 人の物を横領した場合	減給又は戒告	
(7) 窃盗、強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職	」に、
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強 取した場合	免職	
(8) 詐欺、恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝 して財物を交付させた場合	免職又は停職	」を
「			
(10) 麻薬・覚醒 剤等の所持又は使用	麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した場 合	免職	」を
「			
(10) 麻薬、覚醒 剤等の所持等	麻薬・覚醒剤等を所持し、使用し、又は譲 渡する等した場合	免職	」に、
「			
(14) 強制わいせ つ行為	刑法第177条から第181条までの規定 に違反し、強制わいせつ等の行為をした場 合	免職	」を
(15) ストーカー 行為	ア つきまとい等のストーカー行為をした 場合	停職又は減給	
	イ 上記アの行為を執拗に繰り返したこと により、相手が強度のストレスにより精 神的疾患になった場合	免職又は停職	
「			
(14) 強制わいせ つ等	刑法第176条から第181条までに規定 する強制わいせつ等の行為をした場合	免職	」を
(15) ストーカー 行為(ストーカー行 為等の規制等)に 関す	ア ストーカー行為をした場合	停職又は減給	
	イ ストーカー行為を執拗に繰り返した ことにより、相手が強度の心的ストレス	免職又は停職	

る法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に定義される行為)	により精神疾患にり患した場合	
---------------------------------	----------------	--

」に

改める。

第5 標準例の部4 交通事故・交通法規違反関係の項の表中

「

非違行為の事例		懲戒処分の種類
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	免職又は停職
	イ 上記アの場合において、人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	免職
	ウ 酒気帯び運転をした場合	免職、停職又は減給
	エ 上記ウの場合において、人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	免職又は停職
	オ 上記イ及びエの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	免職
	カ 飲酒運転をした職員に対し、飲酒運転になることを知りながら、飲酒を勧め、又は車両を提供した場合	免職、停職、減給又は戒告
	キ 飲酒運転をした職員の飲酒を知りながら当該車両に同乗した場合	免職、停職、減給又は戒告
(2) 飲酒運転以外の交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重傷を負わせた場合	免職、停職又は減給
	イ 上記アの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告
	エ 上記ウの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	停職又は減給
(3) 交通法規違反	ア 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
	イ 上記アの場合において、物損に係る交通事故を起こし、かつ、措置義務違反をした場合	停職又は減給

」を

「

非違行為の事例		懲戒処分の種類
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	免職又は停職

	イ 上記アの場合において、人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	免職
	ウ 酒気帯び運転をした場合	免職、停職又は減給
	エ 上記ウの場合において、人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	免職又は停職
	オ 上記エの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	免職
	カ 飲酒運転になることを知りながら、運転を行う職員に対し飲酒を勧め、又は飲酒運転をした職員に対し車両若しくは酒類を提供していた場合	免職、停職、減給又は戒告（飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮）
	キ 職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した場合	免職、停職、減給又は戒告（飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮）
(2) 飲酒運転以外の交通事故（人身事故を伴うもの）	ア 人を死亡させ、又は重とくなく傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給
	イ 上記アの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告
	エ 上記ウの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	停職又は減給
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
	イ 上記アの場合において、物の損壊に係る交通事故を起こし、かつ、措置義務違反をした場合	停職又は減給

」に

改め、同表の備考中「(特に②において)」を削る。

第5 標準例の部5 監督責任関係の項の表中

「

非違行為の事例		懲戒処分の種類
(1) 指導監督不適	部下が懲戒処分を受けた等の場合で、管理	減給又は戒告

正	監督者としての指導監督に適正を欠いた場合	
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下の非違行為を認識しながら、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給

」を

「

非違行為の事例		懲戒処分の種類
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
(2) 非行の隠蔽、黙認	部下の非違行為を知得しながら、その事実を隠蔽し、又は黙認した場合	停職又は減給

」に

改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**告 示**

**告示第9号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成31年1月4日	1									
平成31年1月8日	2									
平成31年1月9日			2							
平成31年1月11日					2					
平成31年1月16日	1									
平成31年1月18日	1									
平成31年1月22日	1		1							
平成31年1月25日	2		1							

平成31年1月29日			1						
平成31年1月30日	5							1	
平成31年1月31日			1						

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第10号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成31年2月12日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課  
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	(不動産)	はり札	3	市内	H31・2・1	H31・2・1	市役所西駐車場

2	堀田晃和 (株)	立て看板	7	市内	H31・2・1	H31・2・1	市役所西駐 車場
3	富士住宅販売	のぼり	2	市内	H31・2・1	H31・2・1	市役所西駐 車場

**告示第11号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成31年2月15日

大和高田市長 吉田 誠克

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

## 2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

## 3. 処分年月日

平成31年5月7日

## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年11月1日から平成30年11月30日までの間

**告示第12号**

平成30年度市県民税第3期及び第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月18日

大和高田市長 吉田 誠克

## 1 この通知の発送年月日

平成30年度市県民税第3期 平成30年11月26日

平成30年度市県民税第4期 平成31年1月24日

## 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第13号**

平成30年度国民健康保険税第1期、第2期、第3期、第4期および第5期の督促状を郵送により

送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月18日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年度国民健康保険税第1期 平成30年8月23日

平成30年度国民健康保険税第2期 平成30年9月25日

平成30年度国民健康保険税第3期 平成30年10月24日

平成30年度国民健康保険税第4期 平成30年11月22日

平成30年度国民健康保険税第5期 平成30年12月21日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第14号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月18日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱(平成25年告示第82号の2)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県が定める施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱」を「奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱」に、「小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等」を「地域密着型施設等」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この告示において、「地域密着型施設等」とは、次に掲げる施設であって、定員が29名以下のものをいう。

(1) 地域密着型特別養護老人ホーム

(2) 小規模な介護老人保健施設

(3) 小規模な介護医療院

(4) 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

(5) 認知症高齢者グループホーム

(6) 小規模多機能型居宅介護事業所

(7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(9) 小規模な養護老人ホーム

(10) 施設内保育施設(第1号及び第5号から第8号までに掲げる施設に設置するものに限る。)

第3条中「に基づき」を「第2条第1号に規定する事業のうち」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出し中「経費」の次に「及び補助金の額」を加え、同条中「の欄上段」を削り、同条に次の1項を加える。

2 補助金の額は、県要綱に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（補助対象者）

第4条 補助対象となる者は、市の区域内で地域密着型施設等の開設準備を行う者とする。

第6条第1号中「補助金申請額内訳書」を「補助金所要額調書」に改め、同条第3号中「歳入歳出予算書」を「収支予算（見込）書抄本」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し

第6条に次の1項を加える。

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第9条第1号中「補助金実績額内訳書」を「補助金所要額精算書」に改め、同条第3号中「歳入歳出決算書」を「収支決算（見込）書抄本」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）領収書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し

第9条に次の1項を加える。

2 交付決定者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第10条第1項中「補助金の額を決定」を「その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知」に改め、同条第2項を削る。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 交付決定者は、補助事業完了後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（1）補助金の返還がない場合 次に掲げる書類

ア 積算内訳報告書（その1）（様式第13号）

イ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（特定収入割合が5%を超える場合に限る。）

（2）補助金の返還がある場合 次に掲げる書類

ア 積算内訳報告書（その2）（様式第14号）



- イ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ウ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、交付決定者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

申請者  
所在地  
名称  
代表者職氏名 印  
電話番号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請書

このことについて、補助金を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
  - (2) 事業計画書(様式第3号)
  - (3) 収支予算(見込)書抄本
  - (4) 見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し

様式第2号(第6条関係)

補助金所要額調書

申請者

(単位:円)

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額B	差引額C (A-B)	対象経費 の実支出 予定額D	基準額E	選定額F DとEのい ずれか少な い方の額	補助基本 額G CとFのい ずれか少な い方の額	補助金所 要額H

- (注1) E欄には、基準額(交付基礎単価に単位を乗じて得た額)を記入すること。
- (注2) F欄には、D欄とE欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注3) G欄には、C欄とF欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注4) H欄には、補助基本額(G欄の額)の千円未満の金額を切り捨てた額を記入すること。

(注5) 変更のあった欄には、変更前の額を上段に( )書きで記入すること。

積算内訳

(単位:円)

科目区分	内容	支出予定月	単価	数量	支出予定額
需用費		年 月			
使用料及び賃借料		年 月			
備品購入費		年 月			
報酬		年 月			
給料		年 月			
職員手当		年 月			
共済費		年 月			
賃金		年 月			
旅費		年 月			
役務費		年 月			
委託料		年 月			
工事請負費		年 月			
合 計		年 月			

(注1) 同一の科目区分で、支出予定月が異なる場合は適宜行を追加すること。

(注2) 変更のあった欄には、変更前の内容を上段に( )書きで記入すること。

様式第3号(第6条関係)

## 事業計画書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 開設区分
- (5) 入所(利用)定員数
- (6) 開設(予定)年月日

## 2 施設開設準備経費に係る計画

## (1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
工事請負費	円
合計	円

## (2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
（内訳）自己資金	円
借入金	円
寄付金	円
合計	円

3 その他参考事項

【記載要領】

- 1 施設の種別には、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第2条に掲げる施設を記入すること。
- 2 開設区分には、「新規開設」「既存施設の定員増」のいずれかを記入すること。
- 3 既存施設の定員増の場合は、入所（利用）定員数欄には増員数、開設（予定）年月日欄には増員（予定）日を記入すること。
- 4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事務所にあつては、入所（利用）定員数欄には宿泊定員数を記入すること。
- 5 計画変更の場合は該当事項に下線を引き、変更に係る資料を添付すること。

様式第4号（第7条及び第8条関係）

大和高田市指令（ ）第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市介護施設開設準備経費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額 （変更後の補助金交付決定額）	円
3	補助金交付予定時期 （変更後の補助金交付予定時期）	年 月 日
4	補助金の交付条件	

様式第5号（第7条関係）

大和高田市指令( )第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

記

申請却下の理由
---------

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

申請者  
所在地  
名称  
代表者職氏名 印  
電話番号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金変更交付申請書

年 月 日付け大和高田市指令( )第 号をもって交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円  
 変更後補助金所要額 円  
 既交付決定額 円
- 2 変更を必要とする理由
- 3 添付書類
  - (1) 補助金所要額調書(様式第2号)
  - (2) 事業計画書(様式第3号)
  - (3) 収支予算(見込)書抄本
  - (4) 見積書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

申請者  
 所在地  
 名称  
 代表者職氏名 印  
 電話番号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日付け大和高田市指令( )第 号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の精算額 円
- 2 関係書類
  - (1) 補助金所要額精算書(様式第8号)
  - (2) 事業実績報告書(様式第9号)
  - (3) 収支決算(見込)書抄本
  - (4) 領収書その他補助対象経費の内容を示す書類の写し

様式第8号(第9条関係)

補助金所要額精算書

補助事業者

(単位:円)

総事業費	寄付金	差引額C	対象経費	基準額E	選定額F	補助基本	補助金	交付決	補助金	差引過△不
------	-----	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-------

A	その他の 収入額B	(A-B)	の実支出 額D		DとEの いずれか 少ない方 の額	額G CとFの いずれか 少ない方 の額	所要額 H	定額I	受入済 額J	足額K (J-H)

- (注1) E欄には、基準額（交付基礎単価に単位を乗じて得た額）を記入すること。
- (注2) F欄には、D欄とE欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注3) G欄には、C欄とF欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注4) H欄には、補助基本額（G欄の額）の千円未満の金額を切り捨てた額を記入すること。

積算内訳

(単位：円)

科目区分	内容	支出月	単価	数量	支出額
需用費		年 月			
使用料及び賃借料		年 月			
備品購入費		年 月			
報酬		年 月			
給料		年 月			
職員手当		年 月			
共済費		年 月			
賃金		年 月			
旅費		年 月			
役務費		年 月			
委託料		年 月			
工事請負費		年 月			
合 計		年 月			

- (注1) 同一の科目区分で、支出月が異なる場合は適宜行を追加すること。

様式第9号（第9条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 開設区分
- (5) 入所（利用）定員数
- (6) 開設年月日

2 施設開設準備経費に係る実績

- (1) 経費内訳
  - 需用費 円
  - 使用料及び賃借料 円
  - 備品購入費 円
  - 報酬 円
  - 給料 円
  - 職員手当 円

共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
工事請負費	円
合計	円
(2) 財源内訳	
補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
借入金	円
寄付金	円
合計	円

3 その他参考事項

【記載要領】

- 1 施設の種別には、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第2条に掲げる施設を記入すること。
- 2 開設区分には、「新規開設」「既存施設の定員増」のいずれかを記入すること。
- 3 既存施設の定員増の場合は、入所(利用)定員数欄には増員数、開設年月日欄には増員日を記入すること。
- 4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事務所にあつては、入所(利用)定員数欄には宿泊定員数を記入すること。

様式第10号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市介護施設開設準備経費補助金確定通知書

年 月 日付けをもって補助事業実績報告のありました補助金について、下記のとおり確定しましたので、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

申請者  
所在地  
名 称  
代表者職氏名 印  
電話番号

大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付請求書

年 月 日付け大和高田市指令（ ）第 号をもって交付決定のありました補助金について、大和高田市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金名 大和高田市介護施設開設準備経費補助金
- 3 請求額 金 円

振込先金融機関名 及び支店名	口座種別	口座番号	ふりがな 口座名義人

様式に次の3様式を加える。

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

申請者  
所在地  
名 称  
代表者職氏名 印  
電話番号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書



年 月 日付け大和高田市指令( )第 号をもって交付決定のありました年度大和高田市介護施設開設準備経費補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- |   |                                      |   |   |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金確定額                               | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額       | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)            | 金 | 円 |

(注1) 積算内訳報告書(その1)又は積算内訳報告書(その2)を添付すること。

(注2) 補助金返還相当額がない場合であっても報告すること。

様式第13号(第13条関係)

## 積算内訳報告書(その1)

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

## 【添付書類】

- 1 特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式)(特定収入割合が5%を超える場合に限る。)

様式第14号(第13条関係)

積算内訳報告書（その2）

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分	課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円

- (2) 課税売上割合
- (3) 支出のうち課税仕入の占める割合
- (4) 仕入控除税額

【添付書類】

- 1 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- 3 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

公 告

公告第10号

入 札 公 告  
(再度入札公告)

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年2月5日

大和高田市長 吉田 誠克

1	工事名	市内各小学校空調設備設置工事
2	工事場所	大和高田市 旭北町 地内外（片塩小学校 外）

3 工事期間	本契約成立日から平成31年3月31日(日)まで (ただし、大和高田市議会の予算繰越承認を得た場合は、平成31年7月31日(水)を完成期限とする工期延長を行う。)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、「建築工事、電気工事又は管工事単体」で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>①大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者で、建築一式工事において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における総合評定値が1,100点以上である者</p> <p>②大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者で、電気工事において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における総合評定値が1,000点以上である者</p> <p>③大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の管工事に登録されている者のうち奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者で、管工事において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有し、法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における総合評定値が1,000点以上である者</p> <p>(2) 上記(1)①は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者を、上記(1)②は、一級電気工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を、上記(1)③は、一級管工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、専任技術者は、本契約成立時点において継続して3月以上の雇用関係にある者であること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は本契約成立日から配置できる者とする。)</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと

	<p>認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を上記(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(1)に関する経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>イ) 5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書 本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成31年2月6日(水)から平成31年2月18日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成31年2月6日(水)から平成31年2月18日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は入札執行までに返却願います。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>平成31年3月4日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年3月5日(火)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年3月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年3月8(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(2)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出期限 落札候補者の決定連絡を受けた翌日から1日以内(契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。)</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会(平成31年3月議会)の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p>

	(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
20 最低制限基準比較価格	¥513,900,000-（消費税等抜き）
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第11号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年2月12日

大和高田市長 吉田 誠克

**公告第12号**

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成31年2月21日

大和高田市長 吉田 誠克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-98
-------

**公告第13号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年2月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件 名	平成31年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託
2 契約期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満

	<p>たしているものとしします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業者であること。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽自動車運送事業者であることを証する書類</li> <li>④ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> </ul> <p>上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）としします。</p> <p>(4) 受付期間 平成31年2月22日（金）から平成31年3月7日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、平成31年3月6日（水）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>

6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成31年3月14日(木)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成31年3月15日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成31年3月19日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成31年3月20日(水)午後1時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>



	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第2号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月30日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「児童生徒」の次に「（同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）及び就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「支給対象」を「対象」に改め、同条中「在学する児童生徒」を「在学している児童生徒又は就学を予定している就学予定者」に、「であって大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定した者」を「（以下「援助対象者」という。）」に改め、同条第2号中「教育委員会が認めた者」を「認められる者」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 支給対象年度において住民税非課税世帯に属する者

イ 災害、事故、疾病その他の家計の急変の原因となる事由により児童生徒を就学させることが困難であると学校長が認めた者

第3条本文を次のように改める。

教育委員会は、要保護者及び準要保護者に対し、就学援助費として次の各号に掲げる費目の区分に応じ第8条に基づき定められる額を支給するものとする。

第3条ただし書中「第7号」を「第8号」に改め、「第5号」の次に「及び第6号」を加え、「第6号の費目については」を「第7号の費目については、」に改め、同条第1号中「必要とする」を「必要とされる」に改め、同条第5号中「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」を「新入学学用品・通学用品購入費」に、「新入学児童又は」を「新入学の児童又は」に、「上履き」の購入費を「上履き等をいう。以下同じ。）の購入に要した費用であって、入学後に支給するもの」に改め、同条第7号中「受けた給食」の次に「の実施に要する経費」を加え、「額」を「費用」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「額」を「費用」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 新入学準備金 新入学の児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品を購入するための費用であって、入学前に支給するもの

第4条中「定める日」の次に「から当該年度の5月31日（大和高田市の休日を定める条例（平成

元年条例第3号)第1条の休日であるときはその翌日)」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度に小学校の第一学年に就学を予定している就学予定者の保護者が新入学準備金を受給しようとするときは、就学を予定している年度の前年度の教育委員会が定める日から当該年度の2月末日(大和高田市の休日を定める条例第1条の休日であるときはその翌日)までに、就学援助費(新入学準備金)受給申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、転入学又は経済的困窮若しくは災害等により年度中途において就学援助の認定を必要とする者がいるときは、この限りでない。

第5条中「前条の規定により申請書を受領したときは、申請書に基づきその内容を審査し」を「前条の規定による申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始し」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定をしたときは、直接又は学校長を通じて、前条の規定により申請した保護者に対し、就学援助費受給認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により就学援助を不認定としたときは、前条の規定により申請した保護者に対し、就学援助費受給不認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

第6条及び第7条を次のように改める。

(認定等の期間)

第6条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)が就学援助を受けることができる期間は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第4条第1項の規定による申請が同項に規定する期間内になされたとき 申請した日が属する年度の4月1日から学年末までの期間

(2) 第4条第2項の規定による申請が同項に規定する期間内になされたとき 申請した日が属する年度の3月1日から3月31日までの期間

(3) 第4条第3項の規定による申請がなされたとき 申請した日が属する月の翌月の初日(災害等正当な理由により申請が遅れたと認められるときは、当該年度内で教育委員会が定める日)から学年末までの期間

(支給方法)

第7条 教育委員会は、就学援助費を直接又は学校長を経由して、認定保護者に支給するものとする。

2 認定保護者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を学校長に委任するものとする。

第8条中「第3条の」及び「について」を削る。

第9条を次のように改める。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定にかかわらず、就学援助の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき。

(2) 不実の申請その他不正な手段によって就学援助費を受給したとき。

第10条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

就学援助費受給申請書

申請者 (保護者)	住所	〒 _____ 大和高田市		年1月1日現在の住所 1大和高田市 2その他(市町村名: _____)	
	氏名	_____	連絡先	_____	
対象児童生徒	就学予定校	氏名		生年月日	
	小学校	(フリガナ) _____		年 月 日	
	中学校	(フリガナ) _____		年 月 日	
	小学校	(フリガナ) _____		年 月 日	
	中学校	(フリガナ) _____		年 月 日	
世帯状況 (上記児童生徒以外)	児童生徒からみた続柄	氏名	生年月日	職業	収入
	保護者(申請者)	_____	年 月 日	_____	有 無
	_____	_____	年 月 日	_____	有 無
	_____	_____	年 月 日	_____	有 無
	_____	_____	年 月 日	_____	有 無
申請理由	<input type="checkbox"/> 収入が低い・失業等 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 離婚による世帯状況の変更 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病等 <input type="checkbox"/> その他 [ _____ ]				
生活保護受給状況	1 受給あり(※修学旅行費のみ支給)      2 受給なし				

大和高田市教育委員会 へ

- ① 学校給食費については、学校長が申請者に代わってこれを受領し、給食費を納付すること。  
[1学期分給食費は口座振替済額のみを支給、1学期未納分及び2学期以降の給食費は、代理納付]
- ② 就学援助費認定審査のため、申請する世帯の住民基本台帳や個人住民税課税台帳を教育委員会が閲覧すること。
- ③ 就学援助費受給後に市外へ転出した場合、転出先市町村へ受給状況(費目及び受給額)を通知されること。
- ④ 課税状況や世帯状況に変更があった場合、すみやかに教育委員会へ申し出ること。

以上の事項をすべて承認し、同意した上で就学援助費の給付を申請します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※申請受付印

様式第4号を削り、様式第3号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、「就学援助費は、学校を通じて支給しますので、委任状に署名・押印の上、学校を通じて教育委員会へ提出してください。」を削り、同号を第4号とし、様式第2号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同号を第3号とし、様式第1号の次に次のように加える。



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## (経過措置)

- 2 この告示の適用の日から施行の日の前日までの間において、この告示による改正前の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定によってされた申請、認定その他の行為については、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の相当の規定によってされたものとみなす。

**教育委員会告示第3号**

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

平成31年2月8日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 日時  
平成31年2月15日(金)午後3時00分
- 2 場所  
さざんかホール4階 会議室
- 3 議案  
第1号 後援願いについて  
第2号 その他

**教育委員会公告第1号**

大和高田市立学校外国人講師配置等業務の派遣業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成31年1月23日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 業務名  
大和高田市立学校外国人講師配置等業務
- 2 業務概要
  - (1) 委託内容
    - ア 外国人英語指導助手(以下「ALT」という。)の採用、配置に関すること。  
大和高田市教育委員会が策定する配置計画に基づきALTの配置・管理・運営等を行うこと。
    - イ 業務内容
      - ① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング
      - ② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案
      - ③ ALTによる英語指導業務
      - ④ ①～③に付随又は関連する業務
      - ⑤ ①～④の他、大和高田市教育委員会と派遣業者とが協議の上、合意した業務
  - ウ 配置校が計画し、派遣業者が承諾した外国語活動の業務に関すること。
  - エ その他別紙「委託業務仕様書」による。

## (2) 配置校

- ア 幼稚園 6園(片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園)
- イ こども園 2園(高田こども園、土庫こども園)
- ウ 小学校 8校(片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校、磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校)
- エ 中学校 3校(高田中学校、片塩中学校、高田西中学校)
- オ 高等学校 1校(高田商業高校)

## (3) 業務期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで(3年間)

## 3 参加資格要件

- (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者
- ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者
- エ 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者
- (3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 業務拠点に関する要件
- 近畿一円に本店又は営業所を有する者であること。
- なお、本店又は営業所において、労働者派遣事業許可証を有していること。
- ※営業所の場合は、営業所であることを証する書類(定款等)を提出すること。
- (5) 入札参加者の業務実績に関する要件
- 入札参加者は、平成29、30年度において同様の業務実績があること。
- ※同様の業務とは、ALTを活用し1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が1,000万円以上のものをいう。ただし、派遣事業に係るものは除く。

## 4 委託料(見積限度額)

金55,323,000円(消費税等に相当する額は含んでいません。)

※上記の金額には、委託期間(3年間)における交通費、保険料、給食費等、業務に係る一切の

費用を含みます。

5 応募受付期間

平成31年2月4日(月)から2月8日(金)まで。

6 その他

外国人講師配置等業務の事業者選定要項による。

7 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市教育委員会事務局 学校教育課(担当:原田、細井)  
電話:0745-22-1101(内線155、152)  
FAX:0745-52-8862

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第1号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年2月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年2月13日(水)午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 中央会議室

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による  
抹消について
- 第2号 奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙について
- 第3号 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙について
- 第4号 その他

**選挙管理委員会告示第2号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年2月18日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年2月19日(火)午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 委員会室



3 議案

- 第1号 大和高田市公職選挙事務執行規程の一部改正について
- 第2号 大和高田市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正について
- 第3号 その他

**選挙管理委員会告示第3号**

大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

大和高田市公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

大和高田市公職選挙事務執行規程（昭和34年規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「大和高田市長選挙の」を削る。

様式第6号から様式第7号の2までの規定中「大和高田市長選挙」を「何選挙」に改める。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示第4号**

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月19日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年選挙管理委員会告示第47号）の一部を次のように改正する。

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

様式第4号（その1）を次のように改める。

様式第4号（その1）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行の

選挙

候補者

印

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
	年 月 日	円		


備考

- 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が大和高田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、大和高田市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 15,800円
- 5 同一の日において一般乗用自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大和高田市に支払を請求することはできません。

様式第5号から様式第6号(その2)までを次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行の

選挙

候補者

印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が大和高田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、

大和高田市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に該当する枚数

(2) 限度額

限度額=単価×確認された作成枚数

$$\text{単価} = \frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(1円未満の端数は切上げ)

様式第6号(その1)(第5条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

大和高田市長 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行の 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大和高田市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙(その1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 64,500 × ( ) =	円	
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 64,500 × ( ) =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙(その2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 15,800 × ( ) =	円	
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 15,800 × ( ) =	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 0 円 ( ) × ( ) =		円	
年 月 日		円 0 円 ( ) × ( ) =		円	
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第6号(その2)(第5条関係)請求書(ポスターの作成)

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙におけるポスター作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

大和高田市長 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者名 印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行の 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、大和高田市に支払を請求することはできません。

別紙

請求内訳書

選挙区 (選挙が)	作成金額	基準限度額	請求金額	備考
--------------	------	-------	------	----

行われる区域)におけるポスター掲示場数	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。  

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1\text{円未満の端数切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

選挙管理委員会告示第5号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年2月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年3月1日(金) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 中央会議室

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 在外選挙人名簿の抹消について
- 第4号 その他

選挙管理委員会告示第6号

平成31年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,870人
6分の1の数	9,435人
50分の1の数	1,133人

**農業委員会**

**農業委員会告示第2号**

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成31年2月26日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

平成31年3月5日(火曜日)午後3時

2 場所

奈良県広域消防組合 高田消防署 2階 会議室

3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項についての申請の件
- 第2号 農地法第4条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について
- 第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第7号 その他

**監査委員**

**監査委員告示第1号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成30年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年2月22日

大和高田市監査委員 田中 俊男  
同 森本 尚順

1. 監査の対象

企 画 政 策 部	企画広報課・秘書課・法務情報課・人事課
財 務 部	財政課・財産管理課・税務課・収納対策室・庁舎建設室
市 民 部	市民課・産業振興課・自治振興課・市民協働推進課 危機管理課・生活安全課 人権施策課

隣 保 館【曙・市場・土庫・東雲】

	青少年会館【曙・市場・埜・東雲】
福 祉 部	社会福祉課・保護課・児童福祉課 保育課
	こども園【高田】
	保 育 所【片塩・浮孔・高田西】
保 健 部	健康増進課・介護保険課・地域包括支援課 保険医療課【天満診療所】
環 境 建 設 部	土木管理課・営繕住宅課・都市計画課・環境衛生課 契約監理室
	クリーンセンター【企画整備課・美化推進課】
上 下 水 道 部	水道総務課・水道工務課・下水道課
会 計 課	
教育委員会事務局	教育総務課
	幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
	小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
	中学校【高田・片塩】
	学校教育課
	幼稚園【片塩・菅原・浮孔西】
	小学校【片塩・高田・菅原・浮孔西】
	中学校【高田・片塩】
	生涯学習課【中央公民館・図書館】
	体育振興課・青少年課・文化振興課
	商業高校事務管理課
議 会 事 務 局	庶務課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
監 査 委 員 事 務 局	
市 立 病 院	総務課・管理課・医事課・看護専門学校 訪問看護ステーション・栄養管理科

## 2. 監査の期間

前 期 平成30年10月24日から平成30年12月21日まで

後 期 平成31年1月22日から平成31年1月24日まで

## 3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的におこなわれているか、その手続は適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査をおこなった。また、内容聴取については、監査時点(9月・12月末日現在)の資料に基づき、関係



職員から所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

#### 4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成30年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

##### (1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調（部門別）
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 施工工事一覧表
- ⑤ 物品購入・請負（工事を除く）・賃貸借契約状況表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金明細表
- ⑧ その他

##### (2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ 収入整理簿
- ⑫ その他

#### 5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、事務執行においては、注意または検討を要するものが一部見受けられた。

今後の事務事業の執行にあたっては、依然厳しい財政状況に鑑み、業務の効率的かつ効果的な遂行と緊急性・必要性を十分考慮した行政サービスの充実に努められたい。

特に、危機管理においては、西日本豪雨や大阪北部地震、北海道胆振東部地震などの自然災害を受け、防災体制の強化が一層重要となるなか、災害対策用機器や食料等の備蓄品の整備及び避難所開設体制の充実等、市民生活の安心・安全を確保するための防災対策の取り組みをより一層強化されたい。

また、補助金の交付においては、必要性や費用対効果などの検証が必要である。説明責任を果たせるよう補助事業の評価を十分におこない、補助金交付規則にのっとり、適正な事務処理に努められたい。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前掲示場に掲示済み）

公営企業

上下水道事業告示第1号

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月1日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について(平成29年上下水道事業告示第8号)の一部を次のように改正する。

第2項中「株式会社 近畿大阪銀行」を「株式会社 関西アーバン銀行」に改め、「株式会社 関西アーバン銀行」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。